

筑後市指定袋及び外袋広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、筑後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年筑後市条例第18号。以下「条例」という。）第12条に基づき一般廃棄物処理手数料の徴収方法として定める指定容器（以下「指定袋」という。）及び販売単位として包装している外袋（以下「外袋」という。）への広告を掲載することに関し、筑後市広告掲載要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 指定袋及び外袋に掲載する広告は、当該広告を掲載しようとする者の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民生活の向上に資するものとするため、次の事項を基本原則とする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法規及び社会秩序を遵守したものであること。

(掲載の指定)

第3条 広告を掲載する袋は、市長が指定する。

(掲載の範囲)

第4条 指定袋及び外袋に掲載することができる広告は、筑後市広告掲載要綱（平成20年告示第68号。以下「要綱」という。）第3条の基本原則を損なうおそれのない広告で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 特定の意見（環境負荷の低減並びに一般廃棄物の減量及びリサイクル推進に関するものを除く。）の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とする広告
- (2) 指定袋を取り扱っている店舗又は事業所が行う広告
- (3) 商品先物取引及び貸金業に関する広告
- (4) 通信販売及び訪問販売に関する広告
- (5) 不動産の売買、賃借等に関する広告（国、政府関係機関その他公共団体に係るものを除く。）
- (6) 求人広告に類する広告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めた広告

(掲載の位置)

第5条 指定袋及び外袋において広告を掲載する位置は、市長が指定する。

(掲載希望者の募集)

第6条 市長は、本市の発行する広報紙等により、毎年度期間を定めて指定袋及び外袋への広告の掲載（以下「広告の掲載」という。）を希望する者を公募するものとする。

- 2 前項の場合において、公募に応じることができる者は、市内に本店、支店、営業所等を有するものであり、市税の滞納がない者。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長は、市内に本店、支店、営業所等を有するものに対して、広告の掲載の申込みに係る案内をすることができる。
- 4 広告の掲載を希望する者が募集枠に満たないときは、市長は、市内に本店、支店、営業所等を有するものに対し、広告の掲載の申込みに係る案内をすることができる。
- 5 全各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、募集によらず、市内に本店、支店、営業所等を有するものに対し、広告の掲載の申込みに係る案内をすることができる。

(申込数の制限)

第7条 同一の個人又は団体が指定袋への掲載を申し込むことができる広告の数は、1回の募集につき1件とする。

(掲載申込みの手続)

第8条 指定袋に広告を掲載しようとする者は、筑後市指定袋及び外袋広告掲載申込書（別記様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込書の提出があった場合において、市長は、次条に定める方法によって掲載する広告を決定したときは、その旨を当該広告の原稿を提出した者に通知する。
- 3 前項の規定により広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載しようとする広告の版下を速やかに市長に提出するものとする。

(掲載広告の決定方法)

第9条 市長は、前条第1項の規定により申込書の提出があったときは、添付された広告の原稿が、第4条に規定する掲載することができる広告（以下「掲載広告」という。）に該当するかを審査するものとする。

- 2 掲載広告の数が募集枠を超えない場合は、当該掲載広告の掲載を決定するものとし、掲載広告の数が募集枠を超える場合は、第4項に定める順番によって掲載広告を提出した者による抽選を行い、掲載する広告を決定するものとする。
- 3 前項の場合において、抽選を行うときは、1回の抽選で1つの募集枠に対し掲載する広告を決定するものとする。
- 4 第2項の抽選を行う順番は、次のとおりとし、各号にて該当するものがいない場合は、順次抽選を行い決定する。
 - (1) 国、政府関係機関及び公益法人等公共団体
 - (2) 公共交通機関、ガス事業者、電力会社、新聞社、銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、その他これらに類するもの
 - (3) 前各号に掲げるもの以外の企業及び自営業者
 - (4) 掲載する広告として市長が適当であると認めたものを提出した者

(広告掲載審査委員会)

第10条 市長は、第8条第2項の規定に基づき掲載する広告を決定するため、要綱第6条に基づき広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 委員会は、要綱第6条第2項の各号について審査する。

3 審査委員会の委員構成等については、要綱第6条第3項の各号により執り行う。
(掲載料及び掲載枠)

第11条 掲載料は、1会計年度の予算で作成する指定袋及び外袋への広告1枠につき10万円とし、掲載する広告枠数は7枠（燃やごみ袋3枠、燃やごみ袋外袋2枠、廃プラスチック専用袋外袋2枠）とする。

2 広告主は、前項に定める広告の掲載料を市長の定める期日までに前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(掲載料の変更)

第12条 市長は、特に必要があると認めたときは、前条第1項に定める広告の掲載料の額を変更することができる。

(掲載料の還付)

第13条 既納の広告の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) 掲載しようとする広告の版下原稿を市長に提出する前に、広告主が掲載の申込みの取下げを申し出た場合で、市長が正当な事由があると認めたとき。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成21年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年2月1日から施行する。